

平成26年度 所定疾患施設療養費の治療実施状況について

<介護老人保健施設アゼリア>

		算定疾患名	算定人数	算定日数	内容
H26	4月	肺炎	4人	14日	診察、採血、注射(点滴)、投薬
		尿路感染症	5人	33日	診察、投薬、検尿
	5月	肺炎	3人	14日	診察、採血、注射(点滴)、投薬
		尿路感染症	1人	7日	診察、投薬、検尿
	6月	肺炎	2人	8日	診察、採血、検尿、注射(点滴)、投薬
	7月	肺炎	1人	5日	診察、注射(点滴)、投薬
		尿路感染症	4人	28日	診察、採血、検尿、酸素飽和度測定、注射(点滴)、投薬、酸素吸入処置
	8月	肺炎	2人	14日	診察、採血、酸素飽和度測定、注射(点滴)、投薬
		尿路感染症	1人	7日	診察、検尿、投薬
	10月	肺炎	4人	22日	診察、採血、酸素飽和度測定、注射(点滴)、投薬
		尿路感染症	1人	7日	診察、検尿、投薬
	11月	肺炎	4人	21日	診察、採血、酸素飽和度測定、投薬、注射(点滴)
尿路感染症		1人	5日	診察、検尿、投薬	
12月	肺炎	3人	12日	診察、酸素飽和度測定、採血、インフル簡易検査、注射(点滴)、投薬	
	尿路感染症	1人	7日	診察、採血、検尿、投薬	
H27	1月	肺炎	3人	21日	診察、酸素飽和度測定、採血、インフル簡易検査、検尿、注射(点滴)、投薬
		尿路感染症	4人	27日	診察、検尿、投薬、インフル簡易検査
	2月	肺炎	3人	1日	診察、採血、酸素飽和度測定、投薬、注射(点滴)
		尿路感染症	3人	15日	診察、投薬、採血、検尿
3月	肺炎	2人	10日	診察、酸素飽和度測定、注射(点滴)、投薬、インフル簡易検査、採血	
	尿路感染症	4人	28日	診察、投薬、尿検査	
H26年度 集計	疾患別延人数		疾患別治療 延日数		
	肺炎	31人	142日		
	尿路感染症	25人	164日		
	带状疱疹	0人	0日		

<介護老人保健施設ウイング>

		算定疾患名	算定人数	算定日数	内容
H26	4月	肺炎	1人	3日	診察、採血、胸部レントゲン撮影、投薬、注射(点滴)
	5月	肺炎	4人	19日	診察、採血、胸部レントゲン撮影、投薬、注射(点滴)
		尿路感染症	5人	25日	診察、泌尿器科受診(診察)、検尿、投薬
	6月	尿路感染症	4人	21日	診察、検尿、採血、膀胱洗浄、腹部CT、注射(点滴)、投薬
	7月	肺炎	2人	5日	診察、胸部レントゲン撮影、採血、注射(点滴)、投薬、喀痰吸引処置
		尿路感染症	3人	11日	診察、検尿、注射(点滴)、投薬
	8月	肺炎	2人	8日	診察、採血、胸部レントゲン撮影、投薬、注射(点滴)
		尿路感染症	1人	5日	診察、検尿、投薬
	9月	肺炎	1人	3日	診察、採血、注射(点滴)、投薬、吸入薬剤
		尿路感染症	5人	19日	診察、検尿、採血、検尿、パルーンカテーテル挿入処置
	10月	尿路感染症	2人	12日	診察、採血、検尿、投薬
	11月	肺炎	1人	3日	診察、止血、注射(点滴)
12月	尿路感染症	2人	10日	診察、採血、検尿、注射(点滴)、投薬	
H27	1月	肺炎	1人	7日	診察、採血、注射(点滴)、パルーンカテーテル挿入処置
		尿路感染症	1人	5日	診察、検尿、投薬
	2月	尿路感染症	3人	17日	診察、検尿、採血、注射(点滴)、投薬
	3月	肺炎	2人	10日	診察、採血、検尿、胸部レントゲン撮影、注射(点滴)
尿路感染症		1人	5日	診察、検尿、投薬	
H26年度 集計	疾患別延人数		疾患別治療 延日数		
	肺炎	14人	58日		
	尿路感染症	27人	130日		
	带状疱疹	0人	0日		

<介護老人保健施設オキドキ>

		算定疾患名	算定人数	算定日数	内容
H26	4月	肺炎	2人	8日	診察、注射(点滴)
		尿路感染症	2人	8日	診察、注射(点滴)、投薬、検尿
	5月	尿路感染症	2人	8日	診察、注射(点滴)、投薬、検尿
	6月	尿路感染症	2人	6日	診察、注射(点滴)、投薬、検尿
	7月	尿路感染症	1人	7日	診察、注射(点滴)、検尿
	8月	肺炎	1人	3日	診察、注射(点滴)
		尿路感染症	1人	2日	診察、注射(点滴)、投薬、検尿
	9月	肺炎	2人	6日	診察、注射(点滴)
尿路感染症		4人	14日	診察、注射(点滴)、投薬、検尿	
H27	1月	肺炎	2人	7日	診察、注射(点滴)、投薬
		尿路感染症	3人	10日	診察、投薬、検尿
	2月	尿路感染症	1人	3日	診察、投薬、検尿
	3月	尿路感染症	2人	6日	診察、投薬、検尿
H26年度 集計	疾患別延人数		疾患別治療 延日数		
	肺炎		7人	24日	
	尿路感染症		18人	64日	
	带状疱疹		0人	0日	

【算定条件】

所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものである。1月に連続しない1日を7回算定することは認められていないものであること。

所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定はできない。

所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ 肺炎、ロ 尿路感染症、ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の注射(点滴)注射を必要とする場合に限る)

算定するにあつては、治療内容等を記載すること。当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用することにより、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。